（所在不明とされた者の申請）

第六十七条　遺族厚生年金の受給権者は、法第六十七条第一項又は第六十八条第一項の規定によつて支給を停止されている遺族厚生年金について、法第六十七条第二項又は第六十八条第二項の規定による支給の停止の解除を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を、機構に提出しなければならない。

一　申請者及び申請者以外の遺族厚生年金の受給権者の氏名、生年月日及び住所

一の二　申請者及び申請者以外の遺族厚生年金の受給権者の個人番号又は基礎年金番号

二　（略）

（削る）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の申請書に申請者及び申請者以外の遺族厚生年金の受給権者の基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

3　（略）

（支給停止事由該当の届出）

第六十七条の二　遺族厚生年金の受給権者である六十歳未満の夫、父母又は祖父母（当該遺族厚生年金の受給権を取得したときに五十五歳以上であるものに限る。）は、令第三条の八に定める一級又は二級の障害の状態に該当しなくなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

（機構保存本人確認情報の提供を受けることができない遺族厚生年金の受給権者に係る届出等）

第六十八条の二　厚生労働大臣は、住民基本台帳法第三十条の九の規定による遺族厚生年金の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができない場合には、当該受給権者に対し、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書を毎年指定日までに提出することを求めることができる。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三　（略）

2～4　（略）

（支払の一時差止め）

第六十九条　遺族厚生年金について、法第七十八条第一項の規定によつて支払の一時差止めをする場合は、受給権者が正当な理由がなくて、第六十八条第三項に規定する書類、第六十八条の二若しくは前条の書類等、第七十条の二第一項に規定する届書又は第七十三条の二第三項の書類を提出しないときとする。

（氏名変更の届出）

第七十条　遺族厚生年金の受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は、その氏名を変更したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。

一　変更前及び変更後の氏名、生年月日並びに住所

一の二　個人番号又は基礎年金番号

（所在不明とされた者の申請）

第六十七条　遺族厚生年金の受給権者は、法第六十七条第一項又は第六十八条第一項の規定によつて支給を停止されている遺族厚生年金について、法第六十七条第二項又は第六十八条第二項の規定による支給の停止の解除を申請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、機構に提出しなければならない。

一　申請者の生年月日及び住所

一の二　申請者及び申請者以外の遺族厚生年金の受給権者の基礎年金番号

二　（略）

三　申請者以外の遺族年金の受給権者の氏名、生年月日及び住所

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

3　（略）

（支給停止事由該当の届出）

第六十七条の二　遺族厚生年金の受給権者である六十歳未満の夫、父母又は祖父母（当該遺族厚生年金の受給権を取得したときに五十五歳以上であるものに限る。）は、令第三条の八に定める一級又は二級の障害の状態に該当しなくなつたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　受給権者の生年月日及び住所

一の二　基礎年金番号

二・三　（略）

（機構保存本人確認情報の提供を受けることができない遺族厚生年金の受給権者に係る届出等）

第六十八条の二　厚生労働大臣は、住民基本台帳法第三十条の九の規定による遺族厚生年金の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができない場合には、当該受給権者に対し、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書を毎年指定日までに提出することを求めることができる。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三　（略）

2～4　（略）

（支払の一時差止め）

第六十九条　遺族厚生年金について、法第七十八条第一項の規定によつて支払の一時差止めをする場合は、受給権者が正当な理由がなくて、第六十八条第三項に規定する書類、第六十八条の二若しくは前条の書類等又は第七十三条の二第三項の書類を提出しないときとする。

（氏名変更の届出）

第七十条　遺族厚生年金の受給権者は、その氏名を変更したときは、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。

一　受給権者の生年月日及び住所

一の二　基礎年金番号